

○個人情報保護委員会告示第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十五日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>[第1・第2 略]</p> <p>第3 総論</p> <p style="padding-left: 2em;">[第3-1～第3-5 略]</p> <p style="padding-left: 2em;">第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応</p> <p style="padding-left: 2em;">第3-7 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）</u></p> <p>第2 用語の定義等</p> <p style="padding-left: 2em;">本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>[第1・第2 同左]</p> <p>第3 総論</p> <p style="padding-left: 2em;">[第3-1～第3-5 同左]</p> <p style="padding-left: 2em;">第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</p> <p style="padding-left: 2em;">第3-7 [同左]</p> <p>第4 [同左]</p> <p style="padding-left: 2em;">(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）</p> <p style="padding-left: 2em;">[加える。]</p> <p>第2 用語の定義等</p> <p style="padding-left: 2em;">本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。</p>

項番	用語	定義等
①～ ⑧	[略]	[略]
⑨	[略]	<p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は 条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報 提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規 定により情報提供ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求め又は提供があっ た場合には、情報提供ネットワークシステムに 接続されたその者の使用する電子計算機（内閣 総理大臣においては情報提供ネットワークシス テム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例 事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供 者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個 人情報の項目等を記録することとされており、 当該記録をいう（→第4-7[2]B）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>
⑩～ ⑭	[略]	[略]

第3 総論

[第3-1～第3-3 略]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 略]

項番	用語	定義等
①～ ⑧	[同左]	[同左]
⑨	[同左]	<p>総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例 事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供 者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定に より情報提供ネットワークシステムを使用して 特定個人情報の提供の求め又は提供があった場 合には、情報提供ネットワークシステムに接続 されたその者の使用する電子計算機（総務大臣 においては情報提供ネットワークシステム） に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関 係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名 称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報 の項目等を記録することとされており、当該記 録をいう（→第4-7[2]B）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>
⑩～ ⑭	[同左]	[同左]

第3 総論

[第3-1～第3-3 同左]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 同左]

(3) 罰則の強化

個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第57条第1項）。

(3) 罰則の強化

個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第57条第1項）。

項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	
①	個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	行為者	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	—	①	個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	—
		法人	1億円以下の罰金（第57条第1項第1号）					
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	行為者	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第84条）	②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第83条）
		法人	1億円以下の罰金（第57条第1項第1号）	1億円以下の罰金（第87条第1項第1号）				

③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	行為者	同上 (第50条)	—	③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上 (第50条)	—
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	行為者及び法人	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 (第51条、第57条第1項第2号)	—	④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 (第51条)	—
⑤	国の機関の職員等が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報記録された文書等を収集	行為者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第52条)	—	⑤	国の機関の職員等が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第52条)	—

⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	行為者	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第83条）	⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第84条）
		法人	1億円以下の罰金（第57条第1項第1号）	1億円以下の罰金（第87条第1項第1号）				
⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	行為者及び法人	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条、第57条第1項第2号）	50万円以下の罰金（第85条、第87条第1項第2号）	⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）	30万円以下の罰金（第85条）
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	行為者及び法人	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条、第57条第1項第2号）	—	⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	—

第3-5 [略]

第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

個人データの漏えい等事案が発生した場合、個人情報取扱事業者は個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び個人情報保護法ガイドライン等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事業者には、番号法第29条の4、「行政

第3-5 [同左]

第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

個人情報の漏えい等事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、個人情報取扱事業者は個人情報保護法ガイドライン等に基づき報告が求められているところであるが、事業者の特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応については、関係省庁等と連携を図ることと

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)及び本ガイドライン「(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(事業者編)」に基づき報告等が求められる。

[削る。]

第3-7 [略]

第4 各論

第4-1 [略]

第4-2 特定個人情報の安全管理措置等

第4-2-(1) 委託の取扱い

要点

○ [略]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「第4-2-(2)安全管理措置」及び「(別添1)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

○ [略]

し、別に定める。

※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第29条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)並びに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)を参照のこと。

第3-7 [同左]

第4 各論

第4-1 [同左]

第4-2 特定個人情報の安全管理措置等

第4-2-(1) 委託の取扱い

要点

○ [同左]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「第4-2-(2)安全管理措置」及び「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

○ [同左]

(関係条文) [略]

1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)

A [略]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(註)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切

(関係条文) [同左]

1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)

A [同左]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(註)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切

に評価することが望ましい。

(注) [略]

2 [略]

第4-2-(2) 安全管理措置

● [略]

(注) [略]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [略]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 略]

1 [略]

2 特定個人情報の提供制限(番号法第19条)

[略]

A 「提供」の意義について

[略]

* [略]

に評価することが望ましい。

(注) [同左]

2 [同左]

第4-2-(2) 安全管理措置

● [同左]

(注) [同左]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [同左]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 同左]

1 [同左]

2 特定個人情報の提供制限(番号法第19条)

[同左]

A 「提供」の意義について

[同左]

* [同左]

* 「提供」に当たる場合

事業者甲から事業者乙へ特定個人情報が移動する場合は「提供」に当たる。同じ系列の会社間等での特定個人情報の移動であっても、別の法人である以上、「提供」に当たり、提供制限に従うこととなるため留意が必要である。例えば、ある従業員等が甲から乙に出向又は転籍により異動し、乙が給与支払者（給与所得の源泉徴収票の提出義務者）になった場合には、甲・乙間で従業員等の個人番号を受け渡すことはできず、乙は改めて本人から個人番号の提供を受けなければならない。ただし、B dに該当する場合には、甲から乙に対し、個人番号を提供することが認められる。

* [略]

* 上記の事例において、従業員等の出向に伴い、本人の同意を得ることなく、共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除する等して出向元の会社のファイルから出向先の会社のファイルに個人番号を移動させることは、提供制限に違反することになるので、留意する必要がある。

* 「提供」に当たる場合

事業者甲から事業者乙へ特定個人情報が移動する場合は「提供」に当たる。同じ系列の会社間等での特定個人情報の移動であっても、別の法人である以上、「提供」に当たり、提供制限に従うこととなるため留意が必要である。例えば、ある従業員等が甲から乙に出向又は転籍により異動し、乙が給与支払者（給与所得の源泉徴収票の提出義務者）になった場合には、甲・乙間で従業員等の個人番号を受け渡すことはできず、乙は改めて本人から個人番号の提供を受けなければならない。

* [同左]

* 上記の事例において、従業員等の出向に伴い、本人を介在させることなく、共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除する等して出向元の会社のファイルから出向先の会社のファイルに個人番号を移動させることは、提供制限に違反することになるので、留意する必要がある。

一方、共有データベースに記録された個人番号を出向者本人の意思に基づく操作により出向先に移動させる方法をとれば、本人が新たに個人番号を出向先に提供したものとみなすことができるため、提供制限には違反しないものと解される。なお、この場合には、本人の意思に基づかない不適切な個人番号の提供が行われないよう、本人のアクセス及び識別について安全管理措置を講ずる必要がある。

また、本人確認については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第3条又は代理人が行う場合は同施行規則第10条に従って手続を整備しておけば、本人確認に係る事務を効率的に行うことが可能と解される。

B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで）

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち事業者が関わるものは、次のとおりである。

[a～c 略]

d 利用者等から他の利用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供（第4号）

従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下本号において同じ。）の出向・転籍・退職等があった場合において、当該従業者等の同意があるときは、出向・転籍・退職等前の利用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下本号において同じ。）から出向・転籍・再就職等先の利用者等に対して、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することができる。

本号に基づく特定個人情報の提供は、従業者等の出向・転籍・退職等があった場合に、当該従業者等の同意を得た上で、行われるものである。

そのため、出向・転籍・退職等前の利用者等は、当該従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要となる。

なお、本号により特定個人情報の提供を受けた利用者等は、番号法第16条に基づく本人確認は不要である。

B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第16号まで）

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち事業者が関わるものは、次のとおりである。

[a～c 同左]

[加える。]

* 本号に基づき提供が認められる特定個人情報の範囲は、社会保障、税分野に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、給与支払報告書や支払調書の提出など、出向・転籍・再就職等先の使用者等が「その個人番号関係事務を処理するために必要な限度」に限定される。

例えば、従業者等の氏名、住所、生年月日等や前職の給与額等については、これらの社会保障、税分野に係る届出、提出等に必要な情報であることが想定されるため、本号に基づく提供が認められる。一方、個別の事案ごとに、具体的に判断されることになるが、前職の離職理由等の、当該届出、提出等に必要な情報であるとは想定されない情報については、本号に基づく提供は認められないと解される。

* 「従業者等の同意を得」とは、従業者等の承諾する旨の意思表示を使用者等が認識することをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

具体的には、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業者等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、出向・転籍・退職等前の使用者等は留意する必要がある。

従業者等からの同意の取得については、従業者等からの同意する旨の口頭による意思表示のほか、従業者等からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領、従業者等からの同意する旨のメールの受信、従業者等による同意する旨の確認欄へのチェック、従業者等による同意する旨のウェブ上のボタンのクリック、従業者等による同意する旨のタッチパネルへのタッチ、ボタン等による入力等によることが考えられる。

e 委託、合併に伴う提供 (第6号)

[略]

* [略]

* [略]

* 個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第6号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。

f 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (第8号及び第9号、番号法施行令第20条)

[略]

g 委員会からの提供の求め (第13号)

[略]

h 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表)

[略]

i 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第16号)

[略]

d 委託、合併に伴う提供 (第5号)

[同左]

* [同左]

* [同左]

* 個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。

e 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (第7号及び第8号、番号法施行令第20条)

[同左]

f 委員会からの提供の求め (第12号)

[同左]

g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令第25条、同施行令別表)

[同左]

h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第15号)

[同左]

C [略]

第4-3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 略]

● [略]

A [略]

B 保管制限と廃棄

[略]

* [略]

* [略]

* [略]

* [略]

※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

第4-3-(4) 本人確認

● **本人確認** (番号法第16条)

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則^(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

(注) 番号法施行規則とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(平成26年内閣府・総務省令第3

C [同左]

第4-3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 同左]

● [同左]

A [同左]

B 保管制限と廃棄

[同左]

* [同左]

* [同左]

* [同左]

* [同左]

※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

第4-3-(4) 本人確認

● **本人確認** (番号法第16条)

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

[加える。]

号)をいう(以下同じ。)

〈参考1:本人確認の概要〉[略]

〈参考2:通知カードの廃止に係る経過措置〉[略]

[第4-4~第4-6 略]

第4-7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等

[略]

1 [略]

2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等

健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる(第4-3-(2)2B.f「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」)。

A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。

※ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める者

〈参考1:本人確認の概要〉[同左]

〈参考2:通知カードの廃止に係る経過措置〉[同左]

[第4-4~第4-6 同左]

第4-7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等

[同左]

1 [同左]

2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等

健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる(第4-3-(2)2B.e「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」)。

A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。

※ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める者

を「情報照会者」（番号法第19条第8号）又は「条例事務関係情報照会者」（同法第19条第9号）といい、当該特定個人情報を保有し情報提供ネットワークシステムを通じて提供する者を「情報提供者」（同法第19条第8号）又は「条例事務関係情報提供者」（同法第19条第9号）という。また、番号法第19条第8号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「情報提供等事務」といい、同法第19条第9号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という（同法第24条、第26条）。

a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第8号又は第9号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、内閣総理大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。

〈参考〉 [略]

b 特定個人情報の提供（番号法第22条、第26条）

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、内閣総理大臣から通知を受けたときは、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から求められている特定個人情報を提供しなければならない。

法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワークシステムを通じて

を「情報照会者」（番号法第19条第7号）又は「条例事務関係情報照会者」（同法第19条第8号）といい、当該特定個人情報を保有し情報提供ネットワークシステムを通じて提供する者を「情報提供者」（同法第19条第7号）又は「条例事務関係情報提供者」（同法第19条第8号）という。また、番号法第19条第7号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「情報提供等事務」といい、同法第19条第8号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という（同法第24条、第26条）。

a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第7号又は第8号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。

〈参考〉 [同左]

b 特定個人情報の提供（番号法第22条、第26条）

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、総務大臣から通知を受けたときは、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から求められている特定個人情報を提供しなければならない。

法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワークシステムを通じて

<p>情報提供者又は条例事務関係情報提供者から特定個人情報提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p>	<p>情報提供者又は条例事務関係情報提供者から特定個人情報提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p>
<p>* [略]</p>	<p>* [同左]</p>
<p>B 情報提供等の記録 (番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第29条の2)</p>	<p>B 情報提供等の記録 (番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第29条の2)</p>
<p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない。</u></p>	<p>総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない。</u></p>
<p>C 秘密の管理等 (番号法第24条、第25条、第26条)</p>	<p>C 秘密の管理等 (番号法第24条、第25条、第26条)</p>
<p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

D 情報提供等の記録の取扱い（番号法第31条第4項）

[略]

[a～h 略]

i 訂正等

[略]

① [略]

② **情報提供等の記録の提供先への通知**（番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条）

情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

j [略]

(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置
(事業者編)

【目次】

要点

1 [略]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[A・B 略]

D 情報提供等の記録の取扱い（番号法第31条第4項）

[同左]

[a～h 同左]

i 訂正等

[同左]

① [同左]

② **情報提供等の記録の提供先への通知**（番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条）

情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

j [同左]

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置
(事業者編)

【目次】

要点

1 [同左]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[A・B 同左]

C 組織的安全管理措置

[a～c 略]

d 漏えい等事案に対応する体制の整備

e [略]

[D・E 略]

F 技術的安全管理措置

[a～c 略]

d 漏えい等の防止

要点

○ 番号法における安全管理措置の考え方

番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供できる範囲等を制限している。したがって、事業者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。

[A～C 略]

(注) [略]

○ 安全管理措置の検討手順

[略]

○ 講ずべき安全管理措置の内容

[略]

C 組織的安全管理措置

[a～c 同左]

d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

e [同左]

[D・E 同左]

F 技術的安全管理措置

[a～c 同左]

d 情報漏えい等の防止

要点

○ 番号法における安全管理措置の考え方

番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供できる範囲等を制限している。したがって、事業者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。

[A～C 同左]

(注) [同左]

○ 安全管理措置の検討手順

[同左]

○ 講ずべき安全管理措置の内容

[同左]

1 [略]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[略]

[A・B 略]

C 組織的安全管理措置

[略]

a 組織体制の整備

[略]

《手法の例示》

* [略]

- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ 漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業員から責任者等への報告連絡体制
- ・ [略]

【中小規模事業者における対応方法】

[略]

1 [同左]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[同左]

[A・B 同左]

C 組織的安全管理措置

[同左]

a 組織体制の整備

[同左]

《手法の例示》

* [同左]

- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ 情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業員から責任者等への報告連絡体制
- ・ [同左]

【中小規模事業者における対応方法】

[同左]

[b・c 略]

d 漏えい等事案に対応する体制の整備

漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。

漏えい等事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。 (※)

(※) 事業者において、漏えい等事案が発生した場合の対応の詳細については、「(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等(事業者編)」を参照のこと。

《手法の例示》

* 漏えい等事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制を整備することが考えられる。

- [略]
- 影響を受ける可能性のある本人への通知
- 委員会への報告
- [略]
- [略]

【中小規模事業者における対応方法】

○ 漏えい等事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。

e [略]

[b・c 同左]

d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。

情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

[加える。]

《手法の例示》

* 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制を整備することが考えられる。

- [同左]
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- 委員会又は事業所管大臣への報告
- [同左]
- [同左]

【中小規模事業者における対応方法】

○ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。

e [同左]

[D・E 略]

F 技術的安全管理措置

[略]

[a～c 略]

d 漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における漏えい等を防止するための措置を講ずる。

《手法の例示》

- * 通信経路における漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
- * 情報システム内に保存されている特定個人情報等の漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。

(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (事業者編)

【目次】

要点

1 特定個人情報の漏えい等の考え方

- A 「漏えい」の考え方
- B 「滅失」の考え方
- C 「毀損」の考え方

2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

[D・E 同左]

F 技術的安全管理措置

[同左]

[a～c 同左]

d 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

《手法の例示》

- * 通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
- * 情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。

[加える。]

- A 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- B 事実関係の調査及び原因の究明
- C 影響範囲の特定
- D 再発防止策の検討及び実施
- E 委員会への報告及び本人への通知

3 委員会への報告（番号法第29条の4第1項関係）

- A 報告対象となる事態
- B 報告義務の主体
- C 速報（規則第3条第1項関係）
- D 確報（規則第3条第2項関係）
- E 委託元への通知の例外（規則第4条関係）

4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）

- A 通知対象となる事態及び通知義務の主体
- B 通知の時間的制限
- C 通知の内容
- D 通知の方法
- E 通知の例外

要点

- 特定個人情報を取り扱う事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、2 AからEに掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- 個人番号利用事務等実施者は、3 (1)から(4)までに掲げる事態を知ったときは、委員会に報告しなければならない。
- 個人番号利用事務等実施者は、3 (1)から(4)までに掲げる事態を知ったと

きは、本人への通知を行わなければならない。

- 特定個人情報を取り扱う事業者は、**3**(1)から(4)までに掲げる事態に該当しない漏えい等事案においても、委員会に報告するよう努める。

(関係条文)

- ・ 番号法 第29条の4
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（以下「規則」という。）

1 特定個人情報の漏えい等の考え方

A 「漏えい」の考え方

特定個人情報の「漏えい」とは、特定個人情報が外部に流出することをいう。

【特定個人情報の漏えいに該当する事例】

- * 特定個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- * 特定個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- * システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- * 不正アクセス等により第三者に特定個人情報を含む情報が窃取された場合

なお、特定個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合

は、漏えいに該当しない。

B 「滅失」の考え方

特定個人情報の「滅失」とは、特定個人情報の内容が失われることをいう。

【特定個人情報の滅失に該当する事例】

- * 特定個人情報ファイルから出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）
- * 特定個人情報に記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合（※2）

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人番号利用事務等実施者が合理的な理由により特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、特定個人情報の漏えいに該当する場合がある。

（※2）社外に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。

C 「毀損」の考え方

特定個人情報の「毀損」とは、特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【特定個人情報の毀損に該当する事例】

- * 特定個人情報の内容が改ざんされた場合
- * 暗号化処理された特定個人情報の復号キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- * ランサムウェア等により特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合 (※)

なお、上記事例2つ目及び3つ目の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

(※) 同時に特定個人情報が窃取された場合には、特定個人情報の漏えいにも該当する。

2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

特定個人情報を取り扱う事業者は、漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次のAからEに掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

A 事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

B 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

C 影響範囲の特定

上記Bで把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

D 再発防止策の検討及び実施

上記Bの結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

E 委員会への報告及び本人への通知

③ (委員会への報告)、④ (本人への通知) を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

③ 委員会への報告 (番号法第 29 条の 4 第 1 項関係)

A 報告対象となる事態

番号法第 29 条の 4 (第 1 項)

個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会

規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

規則第2条

番号法第29条の4第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

個人番号利用事務等実施者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない（※1）（※2）。

(1) 次に掲げる特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第2条第1号関係）

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務

の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態（規則第2条第2号関係）

- イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態
- ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

「不正の目的をもって」イからハに該当する事態を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。

【報告を要する事例】

- * 不正アクセスにより特定個人情報が漏えいした場合（※3）
- * ランサムウェア等により特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合
- * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- * 業務に関係なく、マイナンバーを利用し、住所等を検索・取得した場合
- * 従業者が特定個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合（※4）

(3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人

情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態（規則第2条第3号関係）

【報告を要する事例】

* システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっている場合

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態（規則第2条第4号関係）

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

「特定個人情報に係る本人の数」は、当該個人番号利用事務等実施者が取り扱う特定個人情報のうち、イからハに該当する特定個人情報に係る本人の数をいう。「特定個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初100人以下であっても、その後100人を超えた場合には、100人を超えた時点で規則第2条第4号に該当することになる。本人の数が確定できないイからハに該当する事態において、当該事態が発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が最大100人を超える場合には、規則第2条第4号に該当する。

【報告を要する事例】

* 第三者に誤送付・誤送信した特定個人情報に係る本人の数が100人

を超える場合

- * 個人番号利用事務と関係のない顧客管理のためのIDとして利用していたマイナンバーの数が100人を超える場合
- * マイナンバー部分にマスキング処理することを失念して、特定個人情報を取り扱わない委託事業者等に提供した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

- (※1) 報告対象事態に該当しない漏えい等事案においても、特定個人情報を取り扱う事業者は委員会に報告するよう努める。
- (※2) 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。
- (※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の(ア)から(エ)が考えられる。
- (ア) 特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合
- (イ) 特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合
- (ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ(C&Cサーバ)が使用しているものとして知られている

IPアドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等) を特定するもの。) への通信が確認された場合

(エ) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービスプロバイダ、専門家等の第三者から、漏えい等のおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

(※4) 従業者による特定個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態としては、例えば、特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

B 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2号の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。

特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先

が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される〔3〕E参照）（※）。

また、委託元から委託先にある特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合であって、別の特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを委託していないときには、特定個人情報 B について、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

（※） 報告対象事態に該当しない漏えい等事案において、特定個人情報の取扱いを委託している場合、委託元と委託先の双方が報告するよう努める。この場合、委託元及び委託先の連名で委員会に報告することができる。

C 速報（規則第3条第1項関係）

規則第3条第1項

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、番号法第29条の4第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 特定個人情報の項目
- (3) 特定個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人番号利用事務等実施者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人番号利用事務等実施者が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。

委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

(1) 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第2条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

(2) 「特定個人情報の項目」

特定個人情報の項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。

<p>(3) 「特定個人情報に係る本人の数」 特定個人情報に係る本人の数について報告する。</p> <p>(4) 「原因」 当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。</p> <p>(5) 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」 当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。</p> <p>(6) 「本人への対応の実施状況」 当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。</p> <p>(7) 「公表の実施状況」 当該事態に関する公表の実施状況について報告する。</p> <p>(8) 「再発防止のための措置」 漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。</p> <p>(9) 「その他参考となる事項」 上記の(1)から(8)の事項を補完するため、委員会が事態を把握する上で参考となる事項を報告する。</p>	
---	--

D 確報（規則第3条第2項関係）

規則第3条第2項

個人番号利用事務等実施者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第2号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に委員会に報告しなければならない。

30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人番号利用事務等実施者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、**3**C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（※1）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確

報を兼ねることができる。

(※2) 確報の報告期限(30日以内又は60日以内)の算定にあたっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日(12月29日～1月3日)の場合は、その翌日を報告期限とする(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条)。

E 委託元への通知の例外(規則第4条関係)

規則第4条

個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第1項ただし書の規定による通知をする場合には、第2条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第1項各号に定める事項を通知しなければならない。

委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。

委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）

番号法第29条の4第2項

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

規則第5条関係

個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第2項本文の規定による通知をする場合には、第2条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

A 通知対象となる事態及び通知義務の主体

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。

通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。

特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。

B 通知の時間的制限

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（※）】

- * インターネット上の匿名掲示板等に漏えいした複数の特定個人情報アップロードされており、個人番号利用事務等実施者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合
- * 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

(※) 「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変更はない。

C 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第3条第1項第1号）、「特定個人情報の項目」（同項第2号）、「原因」（同項第4号）、「二次被害又はそのおそれの有無及び

その内容」(同項第5号)及び「その他参考となる事項」(同項第9号)

(※)に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある(4)B(通知の時間的制限)参照)。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

- * 不正アクセスにより特定個人情報漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。
- * 漏えい等が発生した特定個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関する内容のみを本人に通知すること。

(※)規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、(3)C参照。なお、同項第9号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

D 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、特定個人情報

の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

- * 文書を郵便等で送付することにより知らせること。
- * 電子メールを送信することにより知らせること。

E 通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（※1）を講ずることによる対応が認められる。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

- * 保有する特定個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合
- * 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

【代替措置に該当する事例】

- * 事案の公表（※2）
- * 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの特定個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること。

（※1）代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内

容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

(※2) 公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
目次

各論 [略]

※ [略]

〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

目次

[第1・第2 略]

第3 総論

[第3-1～第3-5 略]

第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

第3-7 [略]

第4 [略]

別冊の位置付け [略]

2 特定個人情報の安全管理措置等

2-(1) 委託の取扱い

要点

(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
目次

各論 [同左]

※ [同左]

〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

目次

[第1・第2 同左]

第3 総論

[第3-1～第3-5 同左]

第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

第3-7 [同左]

第4 [同左]

別冊の位置付け [同左]

2 特定個人情報の安全管理措置等

2-(1) 委託の取扱い

要点

○ [略]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「2-(2) 安全管理措置」及び事業者ガイドラインの「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

○ [略]

(関係条文)

[略]

1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)

A [略]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(註)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教

○ [同左]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「2-(2) 安全管理措置」及び事業者ガイドラインの「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。

○ [同左]

(関係条文)

[同左]

1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)

A [同左]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(註)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教

育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならぬ。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(注) [略]

2 [略]

2-2) 安全管理措置

● [略]

(注) [略]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照することとするが、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することを前提とする。

3 特定個人情報の提供制限等

3-1) [略]

育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならぬ。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(注) [同左]

2 [同左]

2-2) 安全管理措置

● [同左]

(注) [同左]

※ 安全管理措置の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照することとするが、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することを前提とする。

3 特定個人情報の提供制限等

3-1) [同左]

3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 略]

1 [略]

2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条)

[略]

A [略]

B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第17号まで)

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち金融業務に関わるものは、次のとおりである。

[a・b 略]

c 委託、合併に伴う提供 (第6号)

特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。

* [略]

* 個人番号関係事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第6号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。

3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 同左]

1 [同左]

2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条)

[同左]

A [同左]

B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第16号まで)

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち金融業務に関わるものは、次のとおりである。

[a・b 同左]

c 委託、合併に伴う提供 (第5号)

特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。

* [同左]

* 個人番号関係事務の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに当該個人番号関係事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。

<p>d 株式等振替制度を活用した提供 (第12号、番号法施行令第23条、第24条) [略]</p> <p>e 委員会からの提供の求め (第13号) [略]</p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表) [略]</p> <p>g 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第16号) [略]</p> <p>C [略]</p> <p>3-(3) 収集・保管制限 [要点・(関係条文) 略]</p> <p>● [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 保管制限と廃棄 [略]</p> <p>* [略]</p>	<p>d 株式等振替制度を活用した提供 (第11号、番号法施行令第23条、第24条) [同左]</p> <p>e 委員会からの提供の求め (第12号) [同左]</p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第14号、番号法施行令第25条、同施行令別表) [同左]</p> <p>g 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第15号) [同左]</p> <p>C [同左]</p> <p>3-(3) 収集・保管制限 [要点・(関係条文) 同左]</p> <p>● [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 保管制限と廃棄 [同左]</p> <p>* [同左]</p>
---	---

<p>* [略]</p> <p>* [略]</p> <p>* [略]</p> <p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。</p> <p>3-4 [略]</p>	<p>* [同左]</p> <p>* [同左]</p> <p>* [同左]</p> <p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。</p> <p>3-4 [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

- 一 この告示は、令和三年九月一日から施行する。ただし、目次の改定規定並びに第3-6、第4-2、第4-3-③及び(別添)の改正規定並びに(別添2)を加える改正規定並びに(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(参考)同(別冊)2及び同(別冊)3-③の改定規定は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
- 一 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第二号)は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。